

令和元年 8 月 1 日

株式会社吉田商会 行動計画

社員が仕事で子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年 9 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの 3 年 1 か月間

2. 内容

目標 1: 令和元年 4 月までに、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する。

(対策)

- 令和元年 9 月～ 所定外労働の原因分析等を行う検討チームの設置及び検討開始
- 令和元年 4 月～ ノー残業デーの開始

社内掲示等による社員への周知徹底(毎月)

管理職への研修会の実施(年 4 回)

目標 2: 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に取得率を7%以上にすること。

女性社員・・・取得率 80%以上にすること。

(対策)

- 令和元年 10 月～ 社員の具体的なニーズ調査、検討チームの設置及び検討開始
- 令和元年 12 月～ 育児休業制度の拡充(休業期間の延長、複数回取得可、有給とする等)
- 令和 2 年 1 月～ 育児休業制度や運用についての管理職への研修の実施

社内掲示や説明会の実施などによる社員への育児休業制度の周知徹底

目標 3: 令和 4 年 10 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 12 日以上とする。

<対策>

- 令和元年 9 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 2 年 1 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 2 年 1 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始